

「債権譲渡」絶対攻略まとめ

債権(お金を払ってもらえる権利など)を他人に譲り渡すルールのうち、試験で必ず狙われる「特約の効力」と「対抗要件」を整理しましょう。

1. 譲渡制限特約(改正の超重要ポイント！)

「この債権は他人に譲渡してはダメ」という当事者間の特約があっても、**債権譲渡自体は「有効」**となるのが大原則です。ただし、譲り受けた人(譲受人)がその特約を知っていた(悪意)か重大な過失があった場合、債務者は支払いを拒否することができます。

2. 対抗要件(誰から通知するかがカギ！)

- 債務者への対抗要件:「債権を譲りました」という通知は、必ず**「譲渡人(元の債権者)」**から行わなければなりません(新しく譲り受けた人からの通知は無効です！)。
- 第三者への対抗要件(二重譲渡):債権が二重に譲渡された場合、「確定日付のある証書」による通知または承諾が必要です。両方とも備えている場合は、通知が**「債務者に到達した日時」の早い遅い**で勝敗が決まります。

3. 将来債権の譲渡

民法改正により、将来発生する予定の債権(来月以降の家賃など)であっても、有効に譲渡の対象にできることが明文化されました。